

発議第10号

鳥羽市の離島におけるごみ及びし尿等の収集運搬に要する費用負担の軽減を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を会議規則第13条の規定により提出する。

令和2年3月31日 提出

令和2年3月 日

提出者 鳥羽市議会議員 浜口 一 利

賛成者 鳥羽市議会議員 河村 孝

賛成者 鳥羽市議会議員 坂倉 紀 男

賛成者 鳥羽市議会議員 世古 安 秀

鳥羽市の離島におけるごみ及びし尿等の収集運搬に要する費用負担の軽減を求める意見書

鳥羽市は、神島、答志島、菅島、坂手島の4つの有人離島（6地区）を有し、離島振興法における離島振興対策実施地域として指定を受けてきました。4島の世帯数は1,373世帯、3,164人の島民が生活しており、本市人口の17パーセントを占めています。

この4つの離島（6地区）からは、年間でごみ約777トン、し尿約69立米、浄化槽汚泥約1,064立米を本土に運搬して処理しています。

ごみの本土への海上運搬は、島内で収集したごみを4離島から6つの航路で市内の海運業者に委託して運搬しております。また、海上運搬業務以外にも各離島の集積場管理や集積場から運搬船へのコンテナを使った積み込み等に関わる業務を地元町内会等にそれぞれ委託しています。

さらに、し尿及び浄化槽汚泥については、市内事業者が運搬船でバキューム車を離島へ搬入し、し尿汚泥を収集した後に、本土側の処理施設へ運搬しています。

このようなごみ、し尿等の海上運搬費並びにそれらに係る業務には多くの費用が掛かっています。離島は本市の宝ではありますが、離島のごみ等の運搬は市の大きな負担となっています。

そこで、離島からのごみ等の運搬にあたっては、離島がゆえに本土とは違った多くの経費が必要となることから、三重県におかれましても、本意見書の趣旨をご理解いただき、ご支援いただきますよう、次の事項について取り組むことを強く求めます。

記

ごみ、し尿及び浄化槽汚泥の海上運搬費及びそれらに係る業務費用について、離島の地理的条件による諸課題を十分考慮し、新たな法整備や特別な財政的支援措置を講じるよう国に要望すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年3月31日

三重県鳥羽市議会

三重県知事 鈴木 英敬 様